

仕 様 書

1 案件名称

令和8年度 区民協働による魅力発信推進事業業務委託

2 事業目的

区民が地域への関心を深め、区民による自発的なまちの魅力発信に繋げていくため、関係団体等と連携し、区内の地域資源を最大限に活かしたまちの歴史的・文化的魅力を体感できるイベント「中央区見てある記」の企画・実施及び地域の歴史や伝承などについて、豊富な知識を有する人材「中央区まちのすぐれもん（以下「すぐれもん」という。）」の登録・派遣、活動支援事業の実施を目的とする。

3 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

4 業務内容

各項目の事業は、関係団体等と連携・調整し、円滑に遂行するとともに、本市と調整のうえ、決定するものとする。

（1）「中央区見てある記」事業（年1回以上）

ア 「中央区見てある記」の企画・実施

区内の地域資源を最大限に活かした特色あるまちの歴史的・文化的魅力を体験できるものとし、ものづくりや食文化体験等を組み合わせるなど、中央区の魅力を深く堪能できる斬新かつ独創的なアイデアを取り入れたものとすること。

また、「見てある記」参加者が体験した感想や魅力に感じたこと等を自らのSNS等で発信してもらえるよう工夫すること。

イ 「見てある記」実施に際し必要な広報、資料の作成・準備（事前打合せ等含む）、記録作成等

周知用ポスター（A2版：20部以上）、チラシ（A4版：500部以上）を作成すること。

ウ 苦情・トラブル等の対応

「見てある記」の実施に際し、苦情・トラブル等が発生した時は受注者が責任をもって対処するとともに、遅延なく本市へ報告すること。

エ アンケートの実施

参加者の満足度等を聞くアンケートを実施すること。

（2）「すぐれもん」事業（通年）

ア 「すぐれもん」利用申請団体、グループ等との調整・派遣・報告

「すぐれもん」利用申請団体、グループ等と「すぐれもん」との調整を行い、「すぐれもん」を派遣し、その都度、実施報告書を作成し、本市に報告すること。

【参考】令和6年度「すぐれもん」事業

・「すぐれもん」登録者の派遣 4件

- ・「すぐれもん」登録者の自主的な活動の支援（令和7年12月1日現在 20名）
イ 「すぐれもん」の活動支援

自主的に活動を行いたい「すぐれもん」が希望する支援内容を聞き取り、本市と調整のうえ、活動案内チラシの作成、資料の出力、交通費の支給等対応可能な支援を実施すること。なお、活動の広報支援を行うこと。ただし、区広報紙、区ホームページ等への掲載は本市で行う。

- ウ 「すぐれもん」新規登録の促進に向けた取組

「すぐれもん」の活動事例を紹介し「すぐれもん」事業について説明する場を設けたり、「すぐれもん」募集チラシを作成するなど、新規登録につながる取組を行うこと。

- エ 「すぐれもん」事業のPR・周知

「すぐれもん」事業を紹介し、広く活用してもらえるよう、PR素材を作成するとともに、区ホームページ掲載用にデータで本市に提出すること。区広報紙に掲載する「すぐれもん」事業を紹介する記事を作成すること。なお、掲載内容及び掲載月は本市と協議を行うこと。

- オ 「すぐれもん」事業に参画した区民のニーズの把握業務

個々の事業におけるアンケート調査の実施・集計作業

- カ 苦情・トラブル等の対応

「すぐれもん」事業を遂行するにあたり、苦情・トラブル等が発生した時は受注者が責任をもって対処するとともに、遅延なく本市へ報告すること。

(3) 事業計画書の作成

委託契約締結後、速やかに業務項目ごとの業務の詳細を記載した事業計画書（年間・月間）を作成し、本市に提出すること。

(4) 報告書の作成

報告書の提出は、紙媒体（6部）、電子媒体WORD・PDF形式でCD-ROM（1枚）を提出すること。電子媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。

(5) その他、事業実施に必要と認められる業務

業務実施に際し、必要な諸手続きを行うこと。

5 留意事項

業務実施にあたっては、以下の項目に留意すること。

- (1) 本業務を滞りなく実施できるよう、責任者を置いたうえで、必要な人員を確保・配置すること。
- (2) 業務を円滑に進めるため、受注者は、活用する魅力資源に関わる企業や団体、「すぐれもん」登録者等と必要に応じて調整を行うこと。
- (3) 本業務において、必要に応じて本市及び関係者との会議を行うこと。また、会議を行った際には速やかに議事録又は議事要旨を作成すること。

- (4) 本事業における主な催しについて、動画等により一般公開できる映像を撮影・編集し、CD-R等の電子媒体で本市に提出すること。
- (5) 電子媒体については、納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行い、本市の環境にコンピュータウイルスを侵入させないための処置を講じること。
- (6) イベント等を実施するうえで必要となるイベント保険等に加入すること。
- (7) イベント等の実施にあたっては、業務を円滑に進めるため、受注者は、参加受付、進行管理、安全対策、トラブル対応等、円滑な進行管理を行うこと。
- (8) 本業務において作成した図面、各種デザイン、意匠等に関する著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (9) 本業務に含まれる企画、出演者、画像等の著作権及び使用料等の費用については、すべて契約金額に含むものとする。また、契約期間終了後に、本市が保有する広報媒体等を活用して事後啓発（活動実績の公表など）を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合は、そのすべてを契約金額内に含めること。

6 再委託について

- (1) 令和8年度 区民協働による魅力発信推進事業 業務委託契約書（以下「業務委託契約書」という。）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第

2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

7 AI利用について

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

（1）生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。

※所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>

（2）前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、依頼を受けること。

（3）生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けサービスには利用しないこと。

（4）文章生成AI以外の画像・動画・音声などの生成AIの利用は禁止する。

（5）インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで生成可能な生成AIの利用を禁止する。

（6）生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する。

（7）生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。

（8）契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。

（9）著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。

（10）生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。

（11）生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。

（12）生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること。

なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること。

（13）情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

8 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

なお、研修終了後、速やかに研修等実施報告書（別紙）を本市に提出すること。

9 その他

- (1) 本事業の実施に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、大阪市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (3) 本市から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取り、その改善対策の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。
- (4) 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならない時は、受注者がその賠償額を負担すること。
- (5) 本委託で生じる成果物の所有権、著作権については、大阪市に帰属する。
- (6) 本事業に必要となる経費（会議資料等の印刷経費、会場使用料、音楽などの著作権使用料も含む）はすべて契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。
- (7) 企画提案にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に所定の方法により確認し、その内容を熟知のうえ企画提案を行うものとする。契約後の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (8) 天候等その他の事情でイベント等が中止となった場合は、翌日以降で順延とし、順延した日も天候等その他の事情で実施できない場合は中止とする。
- (9) その他、この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては本市と綿密な連絡、報告、協議を行い、本市から指示等があれば遵守すること。